

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	水質汚濁防止法	法令番号	昭和45年法律第138号	
手続名	特定施設の届出に係る計画変更又は廃止命令	根拠条項	第8条第1項	
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合                  特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出があった場合で、排出水の汚染状態が排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときに、届出を受理した日から60日以内に限り処分を行う。</p>			
	<p>(2) 処分の内容、程度                  特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずる。</p>			
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所	目次